

(参考2)

国住昇第32号
平成29年1月30日

プランジャーストローク測定対象 各社
代表取締役 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

エレベーターにおけるブレーキの安全性確保のための対応について

平素より、建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成25年2月8日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」が公表され、平成25年10月にブレーキに関する調査を実施するとともに、平成28年9月20日付国住昇第20号において、要改善ブレーキについて、早急に改善措置を完了されたい旨を通知いたしました。

これら、要改善ブレーキについて、改善措置未完了のものについて、戸開走行保護装置の設置等早期に改善措置の実施を図ってください。

なお、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号。以下、「定期検査告示」という。）」の規定に基づき、平成29年4月よりプランジャーストロークの詳細な検査を求めています。こうした措置に加え、プランジャーストロークの測定回数を増やす等当面の安全確保を図ってください。

このため、貴職におかれましては、下記について、対応、報告していただきますようお願いいたします。

記

1 要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提出

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、貴職において、所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）に対し、当該エレベーターが要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターであり、特別な検査

が必要である旨を説明してください。また、設置建物リストを様式1に取りまとめ、2月10日（金）17時まで以下に記す事項を先ず提出してください。

なお、当該エレベーターの安全を確保する観点から、提出されたリストについては、所在地の特定行政庁にも提供します。

2 要改善ブレーキを使用するエレベーター機種及びプランジャーストロークの検査方法等の公表

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、本年2月末日までに以下の事項について、所有者に送付するとともに、ホームページへの公表により開示し、昇降機等検査員等が確実に検査可能な状態を整えてください。また、所有者等への連絡及びホームページへの公表が完了した旨及び下記事項を網羅した情報のホームページにおける公表URLを下記に記す事項を先に報告してください。

なお、ホームページに下記情報を公表する際の当該ページのタイトルは、「プランジャー測定対象エレベーターの技術情報」としてください。

(1) 要改善ブレーキが使用されている旨を判別するための情報

- ① 要改善ブレーキ使用エレベーターであることを判別のための型式、見分け方
- ② 要改善ブレーキが改善済み又は未改善であることを見分ける方法

(2) プランジャーストロークの測定方法

(3) 要改善ブレーキの改善措置の内容

改善措置については、戸開走行保護装置の設置又は平成28年9月20日付国住昇第20号に基づき報告された方法によること。

(4) 本件についての外部からの問合せ窓口、連絡先

3 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の特定行政庁への報告

1によって報告された要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、以下のとおり定期的に検査を行い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告の際に、特定行政庁に対しまとめて報告されるようにしてください。なお、改善措置が完了したものにあっては、その旨も併せて報告してください。

(1) プランジャーストロークの検査間隔

3か月に1回以上行うこと。

※ この際、ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内であることの確認を徹底すること

(2) 計測結果の報告

様式2により報告すること。

(3) 特定行政庁への報告の時期

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告に併せて、特定行政庁に報告すること。

(4) 改善措置が終了した際の報告

改善措置が終了したものは、その旨を様式2に記載すること。

- 4 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の国土交通省への報告
1によって報告された要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、
3のとおり特定行政庁に報告するほか、国土交通省に対しては、以下のとおり対象リ
ストを見直し、当該リストを定期的に報告してください。なお、改善措置が完了した
ものにあつては、その旨も併せて報告してください。

(1) 国土交通省への報告の内容及び時期

様式1により、平成29年9月末日時点の状況を、同年10月末までに下記の
あて先まで報告すること。また、以降も要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベ
ーターが残っていた場合には、毎年9月末日時点の状況を、同年10月末までに
報告すること。

(2) 改善措置が終了した際の報告

改善措置が終了したものは、その旨を様式1に記載すること。

5 その他

本対応について不明な点がある場合には、下記の国土交通省のあて先に確認してく
ださい。

なお、要改善ブレーキの改善措置がなされたと報告されたものであつても、十分な
効果が発揮できていない状況を認めた場合には、追加で上記1～4の措置を求めるこ
とがあります。

問合せ・報告先

国土交通省 住宅局 建築指導課

昇降機等事故調査室 寺内補佐、一瀬係長

動力・設備担当 齋藤補佐、湯浅係員

電話：03-5253-8951

e-mail：kenchiku-jiko@mlit.go.jp